

第10章 推進方策の推進体制

1 知的財産の創造・保護・活用を踏まえた産業政策の事業展開

県はこれまで様々な産業振興策を展開してきたが、知的財産の創造・保護・活用の視点をもって取り組んでいくことがますます重要となってきたことから、今後は本方策を踏まえた事業展開を行っていくこととする。

2 全庁推進組織の設置

本方策を着実に推進するため、全庁推進組織である「宮城県知的財産活用推進本部」を設置し、知的財産に関する知識・情報の共有、施策の調整と進捗状況の把握を行う。

3 関係機関団体との連携とネットワーク構築

本方策の円滑な推進のためには、県のみならず、産業界、企業支援団体、大学等の研究機関、国等との連携、ネットワーク構築が重要であることから、これら関係機関の緊密な連絡調整を図り、効果的な事業の構築と推進を図る。

4 知的財産の専門人材の育成と確保

知的財産について専門的な支援、アドバイスをできる人材が不足していることから、関係支援機関における人材の育成確保や、知的財産に精通した企業OBの活用、県外の人材情報を得るためのネットワーク構築等、人材の育成確保の方策を図る。

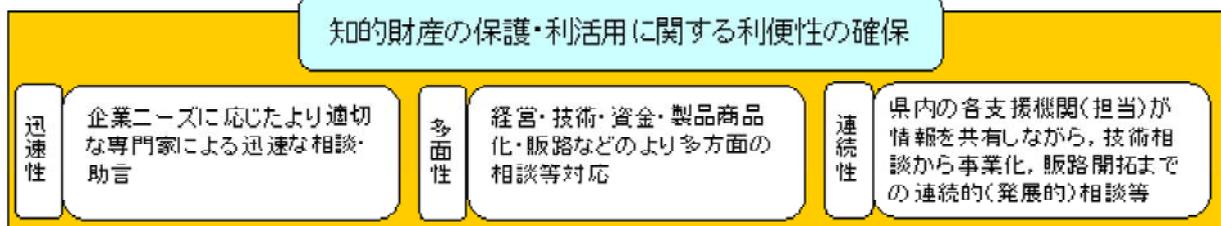
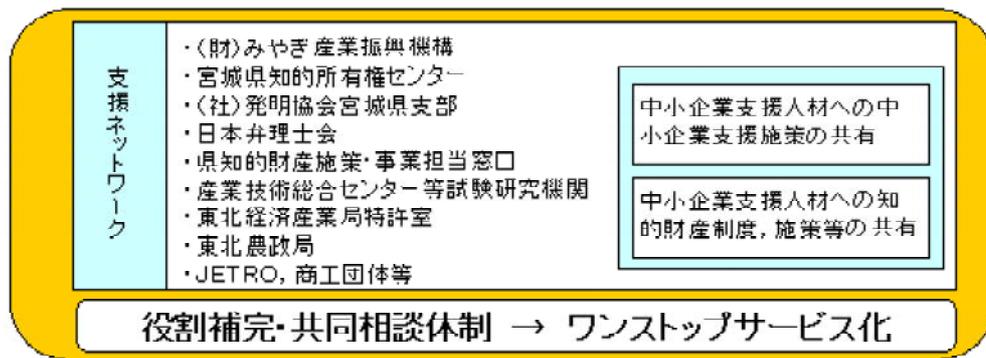
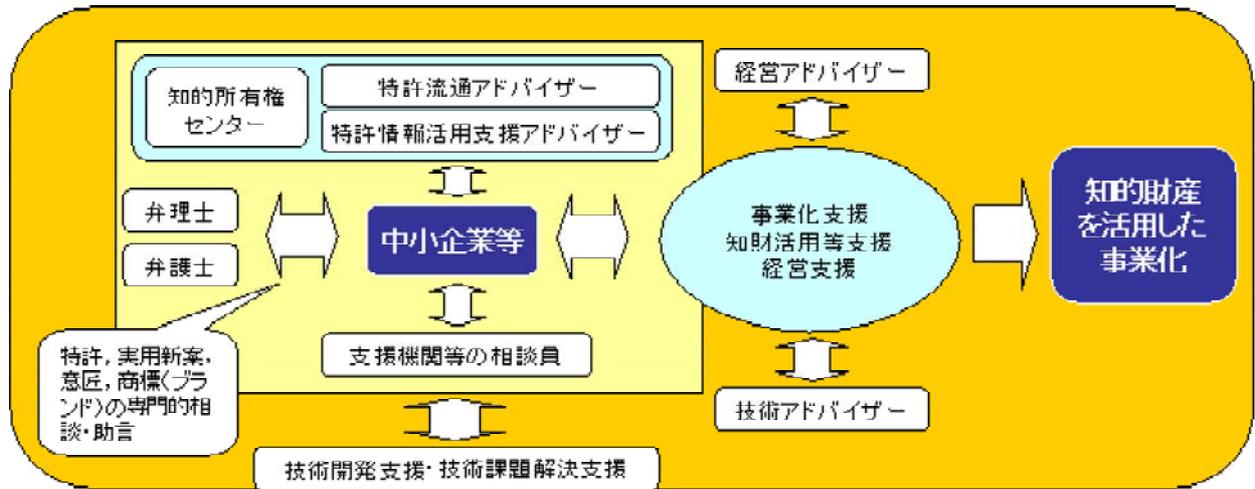
5 知的財産に関する支援体制の整備充実

知的財産に対する権利意識の高まりの中、相談件数の増加や、権利紛争などの相談内容の高度化へ対応するとともに、ビジネスプランや資金計画などを含めた多様な支援をワンストップで対応できる体制が好ましいことから、専門的人材の育成確保、人材ネットワークの構築を図りつつ、このような支援体制の整備充実を図る。

6 推進方策の機動的な見直し

知的財産をとりまく内外の経済情勢や法制度体系などの環境は、今後ともめまぐるしく変化していくことが予想されることから、時宜を捉えて積極的に見直しを行っていくこととする。

支援体制の整備充実



○「宮城県知的財産支援機関連絡会議」

県内の知的財産支援機関によるネットワーク構築（(財)みやぎ産業振興機構、宮城県知的所有権センター、産業技術総合センター、東北経済産業局特許室、(社)発明協会宮城県支部、東北農政局、商工団体ほか）

- ・情報交換会の開催
- ・メーリングリストによる情報共有
- ・ポータルサイトの構築 等

○「宮城県知的財産活用推進本部」

方策の決定・全庁的推進

- ・知的財産関係施策企画調整
- ・研修企画等事業実施調整
- ・知的財産情報共有
- ・運営連絡組織業務企画調整
- ・支援ネットワーク構築 等